

国立大学法人大分大学の施設の有効利用に関する規程

平成20年3月18日制定
平成20年規程第6号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）の活動の発展に資するため、法人の施設の有効利用を図ることを目的とする。

(施設の有効利用)

第2条 法人は、その保有する全ての施設について、有効利用の促進に努めるものとする。

2 国立大学法人大分大学固定資産管理規程（平成19年規程第19号。以下「管理規程」という。）第9条第1項に規定する使用責任者（以下「使用責任者」という。）は、所掌する施設について利用状況の点検及び見直しを行い、施設の有効利用を図る。

(施設の整備)

第3条 校舎の新築・増築及び大型改修を行う場合は、法人の教育研究に関する基盤である全学的な施設の有効利用を図るため、国立大学法人大分大学施設整備委員会（以下「委員会」という。）において協議の上、弾力的かつ流動的に利用できる共用スペースの確保に努めるものとする。

(施設利用の点検・評価及び調査等)

第4条 委員会は、原則として1年ごとに施設の利用状況の点検・評価を行う。

2 委員会は、法人の施設利用状況を把握するため、必要に応じて使用責任者と連携の上、その施設利用状況を調査することができる。

3 委員会は、点検・評価及び調査の結果を学長に報告する。

(勧告)

第5条 学長は、施設の点検・評価及び調査の結果に基づき施設利用の改善が必要であると判断した場合は、当該使用責任者にその旨を勧告することができる。

2 前項の勧告を受けた使用責任者は、管理規程第9条第3項に規定する使用者と連絡調整の上、速やかに施設利用の改善計画を立案し、学長に報告する。

3 学長は、前項の改善計画が不十分と判断した場合は、当該施設を学長が直接管理するスペースとすることができる。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、施設の有効利用に関し必要な事項は学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規程第62号）

この規程は、平成20年5月26日から施行する。

附 則（平成28年規程第1号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第58号）

この規程は、令和2年8月24日から施行する。

附 則（令和3年規程第42号）

この規程は、令和3年11月30日から施行する。